

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳												郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円				
民事訴訟	通常訴訟	8					10	4	4		10	10	6000円	6000円 （※郵送費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する際は、不要。）	※行政訴訟、手形訴訟も同 額 ※左記の基本料金は、当事 者数（共通の代理人がつい ているときは1名と換算）が 2名までの額 当事者が1名増すごとに 3000円分を加える。 （内訳） 500円4枚 100円7枚 50 円4枚 20円2枚 10円6枚 ※現金納付する場合は、訴 状提出後、裁判所から「保 管金提出書」を郵送します。 必要事項を記入の上、現金 を添えて、福岡地裁出納課 まで持参、現金書留、または 振り込みによる方法で納め てください。また、電子納付 利用者登録をされている方 は電子納付の利用も可能で す。	
	控訴提起	8						20	10		10	10	6800円	6800円 （※郵送費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する際は、不要。）	※行政訴訟の控訴提起、地 方裁判所が控訴審である 上告提起も同額 ※左記の基本料金は、当事 者数（共通の代理人がつい ているときは1名と換算）が 2名までの額 当事者が1名増すごとに27 00円分を加える。 （内訳） 500円4枚 100円6枚 10 円10枚 ※現金納付する場合は、控 訴状等提出後、裁判所から 「保管金提出書」を郵送し ます。必要事項を記入の上、 現金を添えて、福岡地裁出 納課まで持参、現金書留、ま たは振り込みによる方法で 納めてください。 電子納付利用者登録をさ れている方は電子納付の利 用も可能です。電子納付を 希望する場合は、福岡高等 裁判所から「保管金提出 書」を送付します。	
	抗告提起	4						10	4		10	10	3500円	3500円 （※郵送費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する際は、不要。）	※左記の基本料金は、当事 者数（共通の代理人がつい ているときは1名と換算）が 2名までの額 当事者が1名増すごとに15 00円分を加える。 （内訳） 500円2枚 100円4枚 10 円10枚 ※現金納付する場合は、抗 告状提出後、裁判所から 「保管金提出書」を郵送し ます。必要事項を記入の上、 現金を添えて、福岡地裁出 納課まで持参、現金書留、ま たは振り込みによる方法で 納めてください。 電子納付利用者登録をさ れている方は電子納付の利 用も可能です。電子納付を 希望する場合は、福岡高等 裁判所から「保管金提出 書」を送付します。	
	再抗告提起	8							10	10		10	10	5800円	5800円 （※郵送費用を現金・電子納 付する場合、郵便切手で納付 する際は、不要。）	※左記の基本料金は、当事 者数（共通の代理人がつい ているときは1名と換算）が 2名までの額 当事者が1名増すごとに27 00円分を加える。 （内訳） 500円4枚 100円6枚 10 円10枚 ※現金納付する場合は、抗 告状提出後、裁判所から 「保管金提出書」を郵送し ます。必要事項を記入の上、 現金を添えて、福岡地裁出 納課まで持参、現金書留、ま たは振り込みによる方法で 納めてください。 電子納付利用者登録をさ れている方は電子納付の利 用も可能です。電子納付を 希望する場合は、福岡高等 裁判所から「保管金提出 書」を送付します。
民事調停	民事調停							6			5	10	800円	800円		

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁、飯塚、小倉、行橋、田川に 申し立てる場合) ※強制競売申立て、形式的競 売申立ても同じ						1						110円	60万円	※左記切手は保管金提出 書送付用 予納金はこの他に、下記の 事由のある場合は、1事由 につき各30万円を加算しま す。 ・不動産が10個以上の場 合 ・物件所在地が複数の場合 ・共同住宅を含む場合(棟 数×30万円)
	担保不動産競売申立て(久留米 に申し立てる場合) ※強制競売申立て、形式的競 売申立ても同じ	3					4		3			10	2190円	原則60万円、事案により追 加あり	保管金の電子納付コードを 取得していない場合は 110円切手1組追加
	担保不動産競売申立て(直方、 柳川、大牟田、八女に申し立て る場合) ※強制競売申立て、形式的競 売申立ても同じ	20					40		10		10	5	15150円	同上	
	債権名義に基づく債権差押え	4		1	2		6						3320円		切手はこの他に、 ・第三債務者が1名増える ごとに1990円(500円×2 枚、300円×1枚、180円× 2枚、110円×3枚)分追加 ・債務者が1名増えるごとに 1220円(500円×2枚、 110円×2枚)分追加
	養育費等に基づく債権差押え	4		1	2		6						3320円		切手はこの他に、 ・第三債務者が1名増える ごとに1990円(500円×2 枚、300円×1枚、180円× 2枚、110円×3枚)分追加 ・債務者が1名増えるごとに 1220円(500円×2枚、 110円×2枚)分追加
	財産開示(本庁、飯塚、久留米、 小倉、行橋、田川に申し立てる場 合)						1						110円	7000円	※左記切手は保管金提出 書送付用(電子納付登録 コードがある場合は不要)
	財産開示(直方、柳川、大牟田、 八女に申し立てる場合)	8					10	4	4		10	10	6000円		
	情報取得(不動産) (本庁、飯塚、小倉、行橋、田川に 申し立てる場合)						1						110円	6000円	※左記切手は保管金提出 書送付用(電子納付登録 コードがある場合は不要)
	情報取得(不動産) (久留米に申し立てる場合)												590円1 組 金種の指 定はなし	6000円	保管金の電子納付コードを 取得していない場合 110円切手1組追加
	情報取得(不動産) (直方、柳川、大牟田、八女に申 し立てる場合)	3					15		1		5	3	3330円		
	情報取得(給与債権) (本庁、飯塚、小倉、行橋、田川に 申し立てる場合)						1						110円	6000円 (第三者が1名増えるごとに 2000円追加)	※左記切手は保管金提出 書送付用(電子納付登録 コードがある場合は不要)
	情報取得(給与債権) (久留米に申し立てる場合)												590円× 第三者の 人数分 金種の指 定はなし	6000円 (第三者が1名増えるごとに 2000円追加)	保管金の電子納付コードを 取得していない場合は 110円切手1組追加
	情報取得(給与債権) (直方、柳川、大牟田、八女に申 し立てる場合)	3					15		1		5	3	3330円	6000円 (第三者が1名増えるごとに 2000円追加)	切手はこの他に、 第三者が1名増えるごとに1 360円(500円×2枚、110 円×3枚、20円×1枚、10円 ×1枚)
	情報取得(預貯金債権等) (本庁、飯塚、小倉、行橋、田川に 申し立てる場合)						1						110円	5000円 (第三者が1名増えるごとに 4000円追加)	※左記切手は保管金提出 書送付用(電子納付登録 コードがある場合は不要) 切手はこの他に、申立人直 送用として第三者の数× 110円分が必要
	情報取得(預貯金債権等) (久留米に申し立てる場合)												590円× 第三者の 人数分 110円× 第三者の 人数分 金種の指 定はなし	5000円 (第三者が1名増えるごとに 2000円又は3000円程度 追加あり)	・郵便切手の110円×第三 者の人数分は、受取人払郵 便に変更すること可能 ・保管金の電子納付コード を取得していない場合は 110円切手1組追加
	情報取得(預貯金債権等) (直方、柳川、大牟田、八女に申 し立てる場合)	2					9				2	8	2110円	5000円 (第三者が1名増えるごとに 2000円又は3000円程度 追加あり)	切手はこの他に、 第三者が1名増えるごとに1 360円(500円×2枚、110 円×3枚、20円×1枚、10円 ×1枚)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
保全	債権仮差押	5		1			5		2	1		2	3510円	債務者が1名増すごとに1220円分追加 第三債務者が1名増すごとに2290円分(内訳: (第三債務者・特別送達料1290円)(速達料300円)(陳述書返送料・裁判所用(書留)590円)(陳述書返送料・債権者用110円))追加 債権者への決定正本が郵送の場合は1220円分追加 ※50g定形郵便が基準となっているため、目録の枚数や物件の数により、郵便切手を追加していただくことがあります。	
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	4		1			2	1	2	1		1	2770円	債務者が1名増すごとに1220円分追加 登記所が1か所増すごとに1550円(内訳: (登記嘱託用590円)(速達料300円)(登記返送料660円))追加 債権者への決定正本が郵送の場合は1220円分追加 滞納処分による差押登記がある場合は、滞納処分庁の徴収職員への通知費用として、1か所につき110円追加 ※50g定形郵便が基準となっているため、目録の枚数や物件の数により、郵便切手を追加していただくことがあります。	
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2					2						1220円	債務者が1名増すごとに1220円分追加 債権者への決定正本が郵送の場合は1220円分追加 ※50g定形郵便が基準となっているため、目録の枚数や物件の数により、郵便切手を追加していただくことがあります。	
保護命令	保護命令	4		1			6		2		2	2	3120円	申立書副本等の重量や手続の進行状況により、郵便切手を追加していただくことがあります。	
労働審判	労働審判	6					5		3		10	10	4000円	4000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	